

「温暖化防止うらやす」会則

(名称、事務局)

第1条 この会は、「温暖化防止うらやす」(以下、本会)と称し、事務局を事務局長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、浦安市地域における地球温暖化防止活動に関し、地方自治体、各種団体、企業、市民などとの連携により、その推進と普及を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する浦安市在住の千葉県温暖化防止活動推進員ならびに浦安市に在住する者で構成する。

第4条 入会または退会を希望する者は、事務局長に申し込むものとし、定例会の承認を得て、入退会を認める。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

1. 代表 1名
2. 副代表 1～2名 (兼務可)
3. 事務局長 1名 (兼務可)
4. 会計担当 1名 (兼務可)
5. 監事 1名
6. 特別職 (随時若干名)

第6条 役員は、次の職務を担当する。

1. 代表は、会務を統括し、本会を代表する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表不在時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、本会に関する事務全般を行う。
4. 会計担当は、本会に関する会計事務全般を行う。
5. 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。
6. 特別職は、必要時に顧問等として有識者に依頼するものであり、本会の目的達成のために補助、助言する。

第7条 役員は、総会により任免される。

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動)

第9条 本会は、第2条の目的達成のために、以下の活動を行う。

1. 浦安市民としての地球温暖化防止活動
2. 地球温暖化防止についての啓発、自己研修、調査、および研究
3. 市民、市民団体、企業、行政などに対しての提案、提言

- 4．学習会、講師派遣、出前講座、および展示等の実践活動
- 5．目的達成に関する広報活動
- 6．その他、目的達成に必要な活動

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（総会）

第11条 本会の最高意思決定機関である「総会」は、年1回代表の招集により、会計年度終了後2ヵ月以内に開催し、次の事項を審議、決定する。

- 1．事業計画および予算
- 2．事業報告、決算および会計監査報告
- 3．役員の選任および解任
- 4．その他、会の運営に関する重要事項

第12条 総会は、会員の過半数の出席で成立し、同数のときは議長の決するところとする。やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、（電子メールを含む）委任状を提出することができる。委任状提出会員は、総会に出席したものとみなす。

（定例会）

第13条 全会員で構成する定例会は、原則として1ヵ月に1回開催する。本会の運営にかかる諸事項はすべて、あらかじめ、定例会の検討、審議を経るものとする。

第14条 定例会における議決事項は、次にかかげる事項とし、議事は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところとする。

- 1．あらかじめ通知した事項
- 2．会員による（電子メールを含む）提案事項

（会費等）

第15条 本会を運営するための経費は、会費、およびその他の収入をもって充てる。

第16条 本会の会費は、年会費1,000円とし、原則として各年の4月末日までに納入するものとする。本会を運営するための経費に不足が生じる場合は、総会、定例会で検討、審議を経て、臨時に会費を徴収することを決定する。

（会計規程）

第17条 本会の会計は、別途定めた「温暖化防止うらやす」会計規程を適用する。

（規定の改廃）

第18条 この規定を改廃する場合は、事務局長の提案に基づいて総会の決裁を受けなければならない。

[付則]

（ア）本会則の施行上必要となる細則は、定例会で決定する。

（イ）平成19年7月3日施行

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 5 月 2 日改正

平成 26 年 5 月 1 日改正